

## 検 討 事 項

弁護士 高 中 正 彦

外国法事務弁護士および弁護士がともに社員となり、外国法および日本法に関する法律事務を取り扱う法人（以下「混合法人」という。）についての検討事項は、おおむね次のとおりである。

## 記

## 第1 序論

外国法事務弁護士と弁護士（弁護士法人を含む）が共同事業を行うことについては、「外国法共同事業」として認められ（外弁法2条15号）、収益の分配をすることができる。2008年10月現在、外国法共同事業の届出をしている日本の法律事務所は28事務所、その所属弁護士数は688名、外国法事務弁護士数は116名である。

外国法共同事業は、組合契約その他継続的契約によって共同して法律事務を行うことを目的とする事業形態であるが、混合法人は、この外国法共同事業を法人成りさせることの可否を問うものである。

## 第2 必要性

- 1 混合法人の必要性については、外国法事務弁護士（外国弁護士）が長期にわたって我が国で法律事務を行っても、日本法を取り扱う法律事務所のパートナー（経営弁護士）となることができず、インセンティブに欠ける面があると指摘される。また、我が国弁護士が積極的に海外進出を図るためには、当該外国において同等の制度が採用されているならば、我が国でも混合法人を導入する必要があるともされる。
- 2 ヒアリングなどによる弁護士側の意見は、おおむね上記のとおりであるが、現行の外国法共同事業があるのみでは上記の必要性を解消できないとあってよいか、ユーザーから混合法人が導入されなければ実務上困るとの要望があるか等について幅広い調査検討が必要であると思われるが、どうか。

## 第3 権限外法律事務の規制

- 1 外国法共同事業では、外国法事務弁護士に対し、日本法を含む権限外法律事務につい

て不当な関与をしてはならないとの行為規制がある（外弁法49条の2）。混合法人を容認する場合であっても、社員である外国法事務弁護士が権限外の日本法に関する法律事務を取り扱うことについては、外国法事務弁護士制度の根本趣旨からみて、ここで無制限に許容することはできないと考えるが、それでよいか。

2 社員たる外国法事務弁護士が日本法に関する法律事務を取り扱う事態をどのように規制するのがよいか（外国法共同事業と異なり、法人という一つの組織体となるので、不当関与の禁止という規制の在り方で足りるか）。

3 1および2について、一つの組織体に法人格を付与する以上、外国法事務弁護士に課せられた権限外法律事務の取扱いも、法人としての業務遂行方法の問題であり、法人自治を尊重する見地から、権限外法律事務取扱いの禁止を撤廃してもよいか。

#### 第4 日本への弁護士制度への影響

1 混合法人を容認することが、我が国の弁護士制度にどのような影響があるかを検討しなくてよいか。外国法事務弁護士制度導入時にも、英米の巨大ローファームの傘下に入ってその支配下に置かれる事態を懸念し、我が国の弁護士がその独自性を維持できるかが議論されたが、混合法人については、すでに外国弁護士による弁護士の雇用、共同事業による収益分配も解禁されている以上、そのような議論は無用と考えてよいか。

2 外国法事務弁護士が我が国で混合法人を設立する場合、国際的な法務ビジネスの開拓・拡大のツールとして法人を捉え、プロフェッションとしての公益的な仕事をするために混合法人を設立するとは思えない。我が国の弁護士会では、弁護士の公益性を過度に強調する傾向が強いが（プロフェッション論）、そのことは考慮しなくともよいか。

3 我が国の国際的法務を取り扱う法律事務所は、近時相当に実力を付けており、容易に英米の巨大ローファームの支配下には置かれまいとの意見があるが、国際的法務ビジネスに関しては、我が国全体の弁護士制度の在り方（弁護士自治の維持を含む）に対する影響は小さく、むしろ混合法人を導入して、法務ビジネスの海外展開を積極化させることが我が国の国益に叶うと考えてよいか。

#### 第5 現行の弁護士法人制度に対する影響

現行の弁護士法人は、社員資格を弁護士に限定し（弁護士法30条の4）、外国法事務弁護士は、弁護士法人の社員となることができないが、混合法人を容認すれば、弁護

士法人の社員資格を弁護士に限定する意味が薄らぐものと考えられるが（少なくとも、外国法事務弁護士に社員資格を開放することを阻止する理由は薄らぐであろう。）、弁護士法人についての改正を提案する必要があるのか。

ちなみに、弁護士法人が社員資格を弁護士に限定したのは、非弁護士が社員（経営者）となって法律事務取扱いをすることを禁止しようとするものであって、非弁護士による法律事務取扱いを禁止した弁護士法72条の趣旨を貫くためであるが、混合法人については、我が国の国際化に伴う利用者の利便性の向上、我が国弁護士の海外進出の促進（ビジネスチャンスの拡大）などの理由によって適用除外としてよいか。

## 第6 他の専門職法人との整合性

監査法人を除く、司法書士法人、特許業務法人、行政書士法人、社会保険労務士法人などは、いずれも社員資格を当該専門職に限定している。混合法人を容認することは、将来的にはこれらの専門職法人の社員資格を開放することにつながりかねないと思われるが、そのようなことは考えなくともよいか。

それとも、専門職法人が社員資格を当該専門職に限定している意義は何か、社員資格を他の資格者などに開放しても弊害はないのかをここで検討する必要はないか。